

決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁				 4-4-2

公共高 第280号
平成22年8月6日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)



公立学校共済組合貸付規程等の一部改正について（通知）

標記のことについて、平成22年6月25日付けで公立学校共済組合貸付規程が別添1及び別添2のとおり改正されましたので、通知します。

なお、改正の要旨は下記のとおりです。

記

1 貸付金利率の改正に関する事項

長期経理の余裕金を他の経理単位に貸付ける場合の利率が改正されたことに伴い、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率の改正が行われました。

2 その他所要の整備が行われました。

3 上記の改正は、平成22年9月1日から実施されます。

貸付金利率の改正（平成22年9月1日改正）

1. 本則利率と実際の適用利率

区 分			平成22年	
			現行	改正日以降
本則利率	財政融資資金利率が年4.1%以上のとき	一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年3.46%	年4.36%
		住宅災害・災害貸付け	年2.88%	年3.63%
		住宅・住宅災害貸付のうち介護構造部分に係る貸付け	年3.2%	年4.1%
特例利率	財政融資資金利率が年2.4%を超え年4.1%未満のとき	附則別表（別添2の6／9、7／9ページ）のとおり。		
	財政融資資金利率が年2.4%以下のとき ※実際に適用される利率	一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年2.66%	同 左 (変更なし)
		住宅災害・災害貸付け	年2.22%	同 左 (変更なし)
		住宅・住宅災害貸付のうち介護構造部分に係る貸付け	年2.4%	同 左 (変更なし)

(1) 改正後の貸付利率は、新たな貸付けだけでなく改正日以前に借り受け現在償還中である貸付金に対しても適用されます。

ただし、現在の財政融資資金利率は、2.4%以下であるため（平成22年8月1日現在1.1%）、実際に適用される貸付利率は改正日以降も変更ありません。

(2) 「財政融資資金利率」とは、財政融資資金法第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち、預託期間が10年の預託金に係るものをいいます。

(3) 平成19年4月以降の貸付け（借替えを含む。）には、これらの貸付利率に保険料充当金として年0.06%が上乘せされます。

2. 様式の変更について

貸付利率の改正に伴い、「貸付借用証書」の様式が変わります。平成22年9月21日貸付分（平成22年8月25日申込締切）からは、同封している様式「様式第4-7号（H22.9.1改正）」、「様式第4-8号（H22.9.1改正）」を使用してください。

公立学校共済組合高知支部のホームページに掲載している様式は、既に改正後の内容に修正済みですので使用することができますが、「福祉事務の手引」の様式は改正前の内容となっていますので、当面は使用しないでください。準備が整い次第、差替原稿を送付します。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成22年6月25日

公立学校共済組合理事長 矢 野 重 典

第4条第4号中「その被扶養者」を「被扶養者」に改め、同条第9号中「対象となる出産」の次に「(出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。)」を加える。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1項中「0.2883パーセント」を「0.3633パーセント」に、「0.24パーセント」を「0.3025パーセント」に、同条第2項中「0.2666パーセント」を「0.3416パーセント」に改め、同条3項中「交付した日」の次に「(以下「貸付日」という。)」を加える。

第13条中「貸付を受けた日（以下「貸付日」という。）」を「貸付日」に改める。

第16条第3項中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に、同条第7項中「0.1566パーセント」を「0.1941パーセント」に改める。

第20条の2中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、「。以下「派遣法」という。」を削る。

第21条中「以前」を「前」に改める。

附則別表（附則第4項関係）を次のように改める。

財政融資資金利率	年2.4%以下	年2.4%を超え年4.1%未満
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係る貸付金の利率	財政融資資金利率が改定された場合においては、当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下この表において「理事長が定める日」という。）から、月0.2216%	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日（以下この表において「基準日」という。）における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
住宅災害及び災害貸付に係る貸付金の利率	理事長が定める日から、月0.1850%	基準日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
介護構造部分の額に係る貸付金の利率	理事長が定める日から、月0.2000%	基準日における財政融資資金利率を12で除して得た利率（当該利率に小数点以下4位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）
第16条第7項に規定する元金猶予期間中の住宅災害貸付に係る貸付金の利率	月0.1433%	

様式第3号(1)記1中「0.2883%」を「0.3633%」に、「0.24%」を「0.3025%」に、「1.7298%」を「2.1798%」に、「1.44%」を「1.815%」に、「0.1566%」を「0.1941%」に改める。

様式第3号(2)記1中「0.2666%」を「0.3416%」に、「1.5996%」を「2.0496%」に、「0.1566%」を「0.1941%」に改める。

附 則

- 1 この改正は、平成22年9月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の公立学校共済組合貸付規程（以下「新貸付規程」という。）附則別表の規定は、実施日前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付

けに係る実施日の前日における未償還元金に係る実施日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、実施日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.1%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は新貸付規程附則別表に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項に規定する貸付利率を適用する。

4 実施日前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る実施日以後に到来する償還期日における償還は、実施日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を実施日に貸し付け、実施日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で実施日以後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

5 実施日から特例期間等の終了の日の間において新貸付規程附則別表に掲げる区分に応じた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は新貸付規程附則別表に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定

日等以後に到来する償還期日における償還は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 7 改正前の公立学校共済組合貸付規程による様式第3号（1）及び様式第3号（2）の用紙は、当分の間、これを補正することができる。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正（新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条（略） （貸付けの種類） 第4条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。 （1）～（3）（略） （4）災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けため資金を必要とする場合 （5）～（8）（略） （9）出産貸付け 組合員が法第63条に規定する出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産（<u>出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。</u>）に係る支払のため資金を必要とする場合 （貸付けの制限） 第5条 次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>に対しては、貸付けを行わない。 （1）～（3）（略） 2～4（略） 第6条～第8条（略）	第1条～第3条（略） （貸付けの種類） 第4条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。 （1）～（3）（略） （4）災害貸付け 組合員又は<u>その被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けため資金を必要とする場合</u> （5）～（8）（略） （9）出産貸付け 組合員が法第63条に規定する出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合 （貸付けの制限） 第5条 次の各号の<u>一に該当する者</u>に対しては、貸付けを行わない。 （1）～（3）（略） 2～4（略） 第6条～第8条（略）

改正後	改正前
(利率等) 第9条 貸付金（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）の利率は、期間1月につき<u>0.3633パーセント</u>（住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、<u>0.3025パーセント</u>）とする。 2 前項の規定にかかわらず、在宅介護対応住宅の新築等に係る住宅貸付け又は住宅災害貸付けの貸付金額のうち前条第4項に規定する構造に係る額（その額が300万円を超えるときは300万円とする。以下「介護構造部分の額」という。）に係る貸付金の利率は、期間1月につき<u>0.3416パーセント</u>とする。 3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日（以下「貸付日」という。）の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。この場合において、第16条第1項の規定による償還にあっては1月を単位とし、同条第3項の規定による償還にあっては6月を単位（6月に満たない場合は、1月を単位）とする。 4.5 （略） 第10条～第12条 （略） (住宅建築義務) 第13条 住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、貸付日から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が貸付日から5年以内に住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認め	(利率等) 第9条 貸付金（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）の利率は、期間1月につき<u>0.2883パーセント</u>（住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、<u>0.24パーセント</u>）とする。 2 前項の規定にかかわらず、在宅介護対応住宅の新築等に係る住宅貸付け又は住宅災害貸付けの貸付金額のうち前条第4項に規定する構造に係る額（その額が300万円を超えるときは300万円とする。以下「介護構造部分の額」という。）に係る貸付金の利率は、期間1月につき<u>0.2666パーセント</u>とする。 3 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。この場合において、第16条第1項の規定による償還にあっては1月を単位とし、同条第3項の規定による償還にあっては6月を単位（6月に満たない場合は、1月を単位）とする。 4.5 （略） 第10条～第12条 （略） (住宅建築義務) 第13条 住宅の敷地のみを購入又は借入れするための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、<u>貸付けを受けた日</u>（以下「貸付日」という。）から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、支部長は、借受人が貸付日から5年以内に住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場

改 正 後	改 正 前
るときは、貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として期限を猶予することができる。 第14条・第15条（略） （償還） 第16条（略） 2 （略） 3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。 4～6 （略） 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合に貸し付ける住宅災害貸付けにあっては、借受人が毎月償還又はボーナス併用償還の元金の償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する借受人の希望する償還回数に係る期間の範囲外において3年を限度として元金の償還を猶予することができる。この場合における当該元金の償還を猶予した期間（次項において「元金猶予期間」という。）に係る利率は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、期間1月につき0.1941パーセントとする。	合において、特別の事情があると認めるときは、貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として期限を猶予することができる。 第14条・第15条（略） （償還） 第16条（略） 2 （略） 3 借受人で貸付金の額が100万円以上である者は、毎月償還のほか、貸付日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（以下「ボーナス」という。）の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。 4～6 （略） 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合に貸し付ける住宅災害貸付けにあっては、借受人が毎月償還又はボーナス併用償還の元金の償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する借受人の希望する償還回数に係る期間の範囲外において3年を限度として元金の償還を猶予することができる。この場合における当該元金の償還を猶予した期間（次項において「元金猶予期間」という。）に係る利率は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、期間1月につき0.1566パーセントとする。

改 正 後	改 正 前
第16条の2～第20条 (略) (退職派遣者の採用に伴う借替え) 第20条の2 支部長は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者が、退職派遣者である間に別に定める金融機関等から資金を借り入れ、その者が再び職員として採用された場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第4条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用その他必要な事項は、理事長が定める。 (行為の制限) 第21条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長がやむを得ない事情があるときは、この限りでない。 第22条～第28条 (略) 附 則 1 この改正は、平成22年9月1日（以下「<u>実施日</u>」という。）から<u>実施する</u>。 2 改正後の公立学校共済組合貸付規程（以下「<u>新貸付規程</u>」という。）	第16条の2～第20条 (略) (退職派遣者の採用に伴う借替え) 第20条の2 支部長は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「<u>派遣法</u>」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者が、退職派遣者である間に別に定める金融機関等から資金を借り入れ、その者が再び職員として採用された場合において、当該借入金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、第4条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用の他必要な事項は、理事長が定める。 (行為の制限) 第21条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、支部長がやむを得ない事情があるときは、この限りでない。 第22条～第28条 (略)

改 正 後	改 正 前
附則別表の規定は、実施日前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る実施日の前日における未償還元金に係る実施日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、実施日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.1%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は新貸付規程附則別表に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項に規定する貸付利率を適用する。 4 実施日前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る実施日以後に到来する償還期日における償還は、実施日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を実施日に貸し付け、実施日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で実施日以後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。 5 実施日から特例期間等の終了の日の間において新貸付規程附則別表に掲げる区分に応じた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの	

貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は新貸付規程附則別表に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第18条各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる金額により行うものとし、当該償還への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附則別表（附則第4項関係）

財政融資資金利率	年2.4%以下	年2.4%を超え年4.1%未満
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係	財政融資資金利率が改定された場合においては、	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月

附則別表（附則第4項関係）

財政融資資金利率	年2.4%以下	年2.4%を超え年3.2%未満
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚及び葬祭貸付に係	月0.2216%	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月

改正後

様式第3号(1)

所属コード	
職員番号	
証書番号	番号第
号	

貸付決定番号 第 号

一般・特別・住宅・住宅災害
教育・災害・医療・結婚
貸付借用証書
備考(○で囲む)

金	千	百	十	万	千	百	十	万	円

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.3633%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.3025%)と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき2.1798%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、1.815%)とします。また、貸付規程に定める元金繰り期間における利率は、期間1月につき0.1941%とします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※平成 年 月 日

所属所名	公立学校共済組合	支部長 殿
現住所	〒	(印)
借受人	フリガナ	印
職名	氏名	

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自署すること。

改正前

様式第3号(1)

所属コード	
職員番号	
証書番号	番号第
号	

貸付決定番号 第 号

一般・特別・住宅・住宅災害
教育・災害・医療・結婚
貸付借用証書
備考(○で囲む)

金	千	百	十	万	千	百	十	万	円

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.2883%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.24%)と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき1.7298%(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、1.44%)とします。また、貸付規程に定める元金繰り期間における利率は、期間1月につき0.1565%とします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※平成 年 月 日

所属所名	公立学校共済組合	支部長 殿
現住所	〒	(印)
借受人	フリガナ	印
職名	氏名	

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自署すること。

改 正 後

様式第3号(2)

貸付決定番号 第	号	証書番号 番号第	号
介護構造部分に係る 住宅・住宅災害・特例住宅災害 貸付借入証書 (○で囲む)			
金			
千	百	十	円
万	千	百	円
万	千	百	円
万	千	百	円

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借入しました。

記

- 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.3416%と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき2.0496%とします。また、貸付規程に定める元金還却期間における利率は、期間1月につき0.1941%とします。
ただし、これらの利率につき貸付規程において別に定める率が適用されるときは、当該定める率とします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借入人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※平成 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿

所属所名	〒	(印)
借 受 人	氏 名	印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。
(2)申込人は、自署すること。

改 正 前

様式第3号(2)

貸付決定番号 第	号	証書番号 番号第	号
介護構造部分に係る 住宅・住宅災害・特例住宅災害 貸付借入証書 (○で囲む)			
金			
千	百	十	円
万	千	百	円
万	千	百	円
万	千	百	円

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借入しました。

記

- 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.3666%と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき1.5996%とします。また、貸付規程に定める元金還却期間における利率は、期間1月につき0.1566%とします。
ただし、これらの利率につき貸付規程において別に定める率が適用されるときは、当該定める率とします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借入人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※平成 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿

所属所名	〒	(印)
借 受 人	氏 名	印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。
(2)申込人は、自署すること。

所 属 コ ー ド	
職 員 番 号	

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

一般・特別・住宅・住宅災害
教育・災害・医療・結婚
葬祭 (○で囲む)

貸付借用証書

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 毎月償還に係る利率は、期間1月につき0.3633%（住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、0.3025%）と、ボーナス償還に係る利率は、期間6月につき2.1798%（住宅災害貸付け及び災害貸付けにあっては、1.815%）とします。また、貸付規程に定める元金猶予期間における利率は、期間1月につき0.1941%とします。
ただし、これらの利率につき貸付規程において別に定める率が適用されるときは、当該定める率とします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※ 平成 年 月 日

公立学校共済組合高知支部長 様

借 受 人	所 属 所 名	(TEL)	
	現 住 所	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	印

注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。

(2) 申込人は、自書すること。

(3) 金額の頭に 千 を記入すること。

(4) 借受人の印章は、貸付申込書に使用した印章と同一の印章を使用すること。

所 属 コ ー ド	
職 員 番 号	

貸付決定番号 第 号

証書番号 番号第 号

介護構造部分に係る
住宅・住宅災害・特例住宅災害
(○で囲む)

貸付借用証書

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 毎月償還に係る利率は、期間 1 月につき 0.3416%と、ボーナス償還に係る利率は、期間 6 月につき 2.0496%とします。また、貸付規程に定める元金猶予期間における利率は、期間 1 月につき 0.1941%とします。
ただし、これらの利率につき貸付規程において別に定める率が適用されるときは、当該定める率とします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記 1 の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人の遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※ 平成 年 月 日

公立学校共済組合高知支部長 様

借 受 人	所 属 所 名	(TEL)	
	現 住 所	〒	(TEL)
	職 名	フリガナ	
		氏 名	㊞

- 注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
(2) 申込人は、自書すること。
(3) 金額の頭に ㄥ を記入すること。
(4) 借受人の印章は、貸付申込書に使用した印章と同一の印章を使用すること。

